暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る従業員等の服務に	「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る従業員等の服務に
関する規則	関する規則」に関するガイドライン
(2020年4月24日 制 定)	(2020年4月24日制 定)
(2024年2月9日 一部改正)	(2024年10月25日 一部改正)
(2024年10月25日 一部改正)	(2021 10/1 20 11/9/11/
(2021 - 10 / 1 20 1 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10	
(目的)	
第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)が行う定款第3条第	
20 項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る業	
務(以下「暗号資産等関連デリバティブ取引業務」という。)	
に従事する役員又は従業員(以下「従業員等」という。)の服	
務の基準を定めるとともに、従業員等に対する第一種会員(デ	
リバティブ) の監督責任を明らかにし、顧客の保護と業務の適	
正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	
(法令、規則等の遵守)	
第2条 第一種会員(デリバティブ)は、その従業員等が暗号資産等	
関連デリバティブ取引業務に従事するに当たっては、法その	
他の関係法令及び協会の規則を遵守し、公正かつ適確な業務	
の遂行に努めさせるものとする。	
(禁止される勧誘行為等) 第3条 第一種会員(デリバティブ)は、協会が別に定める規則に従	
い、従業員等が次の各号に掲げる行為を行うことのないよう	
にしなければならない。	
(1) 金融商品取引法第38条に掲げる行為(同条第4号から第6	
号までに掲げる行為にあっては、投資者の保護に欠け、取	
引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる	
おそれがないものとして金融商品取引業に関する内閣府令	
で定めるものを除く。)。	
(2) 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により暗号資産等関	
連デリバティブ取引を行うこと。	
(3) 顧客の注文を会員に通さずに、他方で当該顧客に対しては	
注文を会員に通したかのように装って、自らが相手方とな	
って取引を行うこと	
(4) 顧客情報等により知り得た資金の額その他の事項に照ら	
し、過当な数量の暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘	
を行うこと。	
(5) 顧客に対し自己の計算において手数料の割引、割戻しその他	
(5) 顧客に対し自己の計算において手数料の割り、割戻しての他 これらに類似する特別の利益の提供を約束し、又はこれを実	
行すること。	
(6) 顧客に対して融資又は保証その他これらに類似する特別の	
(6) 顧客に対して融資文は保証での他これらに類似する行別の 便宜を提供することを約して暗号資産等関連デリバティブ	
使且を提供することを約して	
収引の勧誘をすること。 (7) 顧客に対し、明らかに委託証拠金その他の保証金となるよう	
(7) 顧各に対し、明らかに安託証拠金その他の保証金となるような信用の供与を行うこと。	
(8) 顧客と損益を共にすることを約して暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘し、又はこれを実行すること。	
(9) 顧客の委託に係る暗号資産等関連デリバティブ取引につい	
て、自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者	
の名義又は住所を使用させる行為。	
(10) 顧客が本人名義以外の名義を使用していることを知りなが	
ら当該顧客から、暗号資産等関連デリバティブ取引の受託等 を行うこと。	
€11 / C C o	

すること。ただし、暗号資産等の取引及び暗号資産等の取引 市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

- (12) 顧客から会員に交付するために預託された金銭、暗号資産等若しくは有価証券その他の財産又は会員から顧客に交付するために預託された金銭若しくは有価証券その他の財産を、特別な理由がないにもかかわらず、遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。
- (13) 会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類を、特別な理由がないにもかかわらず、遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。
- (14) 暗号資産等関連デリバティブ取引の受託等に関し、自己の計算において顧客と金銭、暗号資産等、有価証券等の貸借を行うこと。
- (15) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (16) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、当該暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第18号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
- (17) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、自己又は第三者が 当該暗号資産等関連デリバティブ取引について生じた顧客 の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて 生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財 産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に 対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、 若しくは約束させること。
- (18) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、当該暗号資産等関連デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。

(不適切行為)

- 第4条 第一種会員(デリバティブ)は、従業員等が暗号資産等関連 デリバティブ取引業務において、次の各号に掲げる行為(以下 「不適切行為」 という。)を行うことのないように指導及び監 督しなければならない。
 - (1) 顧客の注文内容について確認を行わないまま、当該注文を執行すること。
 - (2) 暗号資産等の性質又は取引の条件について、顧客等を誤認させるような勧誘を行うこと。
 - (3) 暗号資産等の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金融商品取引法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国市場デリバティブのうちこれと類似の取引を含む。)若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第22項第6号に掲げ

第4条第1号関係

従業員に注文の受付を電話や対面で行わせる場合には、利用者の注文内容を復唱して利用者に確認を求めるなどの対応を行うよう指導・教育することが必要です

第4条第2号、第3号関係

例えば、従業員等がセミナー等を通じて利用者を勧誘する場合においても、誤認勧誘が行われないように、会員は従業員を教育・指導する必要があります。なお、アフィリエイターが会員のために業として利用者の勧誘を行う場合であって、当該アフィリエイターによって誤認勧誘が行われた場合には、アフィリエイターに対する会員の監督責任が問われることがあることに留意する必要があります。

る取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 (4) 暗号資産等の取引に係る顧客等の注文の執行において、過失により事務処理を怠ること。	
(服務規則の整備) 第5条 第一種会員(デリバティブ)は、服務規則として、関係法令	
等及び社内規則を遵守するために必要な従業員等の服務に関する事項を定めなければならない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、前項に定める服務規則の内 容を従業員等に周知・理解させ、同規則に従って従業員等が業	
務を遂行するために必要な従業員等への教育・指導に係る体制 を整備しなければならない。	
(違反者に対する処分)	
第6条 第一種会員(デリバティブ)は、暗号資産等関連デリバティ	
ブ取引業務に関し、従業員等(従業員等であった者を含む。以 下同じ。)に第 3 条各号に抵触する行為若しくは従業員等とし	
て遵守すべき法令等に違反する行為(以下「不都合行為」とい	
う。) 又は第4条各号に掲げる不適切行為があったときは、当該	
従業員等に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うもの とする。	
(事故報告等)	
第7条 第一種会員(デリバティブ)は、従業員等による不都合行為があったこと又は不適切行為により顧客に損失をおよぼした	
ことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を	
協会に提出するものとする。ただし、第4条第1号から第3号	
に掲げる不適切行為が過失による場合及び第4号に掲げる不	
適切行為についてはこの限りではない。 2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の報告書により報告し	
た事故の内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、	
改めてその事情を記載した同項の報告書を協会に提出するもの	
とする。 3 第一種会員(デリバティブ)は、前二項の規定により提出した	
報告書の内容について、協会から説明又は証拠書類等の提出を	
求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。	
4 協会は、関係当局等より第1項及び第2項の規定により提出した報告書の内容について報告を求められた場合は、これに協	
力するものとする。	
5 協会は、第1項及び第2項の規定により提出した報告書の内	
容に法令に違反する事実があると思料するときは、関係当局に 通知することができる。	
附則 (2020 年 4 月 24 日決議)	附則 (2020 年 4 月 24 日決議)
この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。	このガイドラインは、2020 年 5 月 1 日から施行する。
附則 (2024 年 5 月 10 日決議)	附則(2024年5月10日決議)
- 0 HBILLY 0004 K 10 B 05 B 2 2 2 K/C 2 2	

この規則は、2024年10月25日から施行する。

このガイドラインは、2024年10月25日から施行する。